平成２４年（フ）第３７４号
岡山市南区西市803番地４　ウエスティンパレス602、旧住所岡山県倉敷市中島743番地１ラフィネ中島Ｂ棟101
債務者　櫻井佐和子
１　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０２２号
東京都杉並区方南２丁目29―39　船木荘
債務者　鈴木美砂和
１　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０４０号
東京都練馬区石神井町８丁目16―５　第５北原コーポ102
債務者　大塚　道明
１　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０４７号
埼玉県さいたま市大宮区宮町３丁目56　プレイス光２階
債務者　瀧村　祐亮
１　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０７７号
東京都葛飾区水元２丁目２―10―516
債務者　越川　康二
１　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０８２号
東京都足立区六月１丁目36―20―206
債務者　若林　高雪
１　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１２１号
東京都大田区西六郷２丁目23―７　一の宮コーポ103
債務者　山田　仁子
１　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１８６号
神奈川県横須賀市太田和２丁目13―２　エステートピア・21―202
債務者　竹内　節子
１　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８６号
東京都国分寺市日吉町４丁目６番地１第一さつき荘５
債務者　黒岩　耕久
１　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７１０号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目22番地３シャトー瑞穂203号
債務者　藤井　三郎
１　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４１６号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3548番地21、前住所栃木県芳賀郡益子町大字益子1701番地
債務者　佐々木芳子（旧姓樋下田）
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６６号
北海道帯広市西12条北５丁目２番地３　Ｆｒｉｅｎｄｌｙ１・Ｂ号室
債務者　内田　智保
１　決定年月日時　平成24年７月31日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙3883番地
債務者　平山　祐一
１　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７７号
京都市西京区嵐山風呂ノ橋町４番地の３
債務者　岩佐　勝治
１　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月25日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６２０６号
東京都大田区萩中３丁目18―12―101
破産者　鈴木　正治
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３８３号
東京都世田谷区野毛３丁目16―９
破産者　庄垣内清子
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部